

◎基準指数

保育の必要性		保護者の状況		基準指数
区分	類型	細目	適用	
1	就労		月160時間以上の労働	20
			月140時間以上の労働	19
			月120時間以上の労働	18
			月100時間以上の労働	17
			月80時間以上の労働	16
			月60時間以上の労働	15
2	妊娠又は出産			12
3	求職活動		常態として月60時間以上の求職活動	8
4	疾病等	入院	おおむね1月以上の入院	20
		居宅内療養	常時病臥	18
			感染性の疾病（おおむね1月以上の療養）	18
			重度と認められる状態	14
			常時通院を要する状態	14
			その他療養	10
		心身障がい	家庭での保育が日常的に困難と認められる場合（身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は療育手帳Aを有する場合をいう。）	20
			家庭での保育が一部困難と認められる場合（身体障害者手帳3級から6級までのいずれかの等級、精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳Bを有する場合をいう。）	16
			その他障がい	10
5	同居の親族の介護又は看護	居宅外介護等	入院の付添い（おおむね1月以上の場合に限る。）	18
			通院、通所等の付添い（週3日以上かつ1月以	14

			上の付添いに限る。)	
		居宅内介護等	介護を必要とする場合(要介護認定3から5までのいずれかの区分の認定を受けている場合又は身体障害者手帳1級若しくは2級若しくは療育手帳Aを有する場合をいう。)	18
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1若しくは2の区分の認定を受けている場合又は身体障害者手帳3級若しくは4級若しくは療育手帳Bを有する場合をいう。)	14
			支援を必要とする場合(要支援認定を受けている場合をいう。)	12
			その他介護又は看護	10
6	災害復旧		災害等による家屋の損傷の復旧その他災害復旧のため保育に当たれない状態	20
7	就学		月160時間以上の就学	18
			月140時間以上の就学	17
			月120時間以上の就学	16
			月100時間以上の就学	15
			月80時間以上の就学	14
			月60時間以上の就学	13
8	児童虐待又は配偶者からの暴力			20
9	上記に類する状態			実地調査により基準指数を決定する。

備考

- 1 保護者の状況が複数の項目に該当する場合は、最も高い基準指数によるものとする。

- 2 保護者が2人いる場合は、それぞれの者の基準指数を合算する。
- 3 ひとり親世帯の場合は、父又は母の基準指数に20点を加算する。
- 4 ひとり親世帯に準ずる世帯（離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁等）の場合は、父又は母の基準指数に17点を加算する。
- 5 労働時間は、休憩時間を除く労働契約上の正規の時間とする。
- 6 保育の必要性の区分1により利用申込みをしている中で保護者が利用申込みをした子ども以外の子どもの産前休暇及び産後休暇又は育児休業を取得した場合であって、当該保護者が復職せず利用申込みをした子ども以外の子どもの利用申込みをしないときは、当該保護者の保育の必要性の区分1の基準指数から5点を減算する。

◎調整指数

区分	類型	調整の対象となる事項	調整指数
1	同居の親族の状況	20歳以上65歳未満の同居の親族等がいる場合で利用申込みに係る児童について保育を必要とする事由が確認できない場合	－ 4
2	利用申込みに係る児童の状況	入園を希望する保育園等に兄弟姉妹が在園している場合	＋ 3
3		兄弟姉妹が別々の保育園等に在園しており、どちらか片方の在園している保育園等に転園を申し込む場合	＋ 4
4		保育園等に在園していない未就学児童が2人以上同時に利用を申し込む場合	＋ 1
5		保育園等に在園していない双生児以上が同時に申し込む場合	＋ 1
6		保育の必要性により認可外保育施設を利用し、常態として1日4時間以上月15日以上利用している場合	＋ 3
7		家庭的保育事業等の利用が終了する場合	＋ 6
8		育児休業の取得に伴う退園後の再利用申込みの場合	＋ 3
9	保護者の属する世帯	両親不在の世帯又はひとり親世帯	＋ 3
10	帯の状況	ひとり親世帯に準ずる世帯（離婚調停中であって別	＋ 2

		居、失踪、行方不明、拘禁等の状況である世帯をいう。)	
11		単身赴任の世帯	+ 2
12		生活保護世帯	+ 3
13		育児休業等の期間が終了する世帯	+ 2
14		産後休暇又は育児休業の期間が終了し、復職する予定である者の世帯 育児休業中であり、希望する保育園等に入所できない場合は、育児休業期間の延長も許容できる場合	基準指数に調整指数を加えたものに－1を乗じた指数
15		保育士又は幼稚園教諭として市内で勤務する保護者がいる世帯	+ 6
16		保育士又は幼稚園教諭の資格を有し、保育士又は幼稚園教諭として市内の認可保育施設、幼稚園又は認定こども園で月140時間以上の労働をする者の世帯（ただし、上記のものが人事異動により市内の児童福祉施設等で同様に労働する場合を含む。）	+ 3
17		保育料の未納者がいる世帯	－ 5

		合又は納付誓約を履行しない場合に 限る。)	
18	その他の調整	同居の親族以外の者の介護又は看護	別表第1に規定する同居の親族の介護又は看護の基準指数から2を減じたものを基準指数とする。
19		保育の利用の決定を受けた日以後、保育の利用を開始する前に正当な理由なく保育の利用を辞退した場合 (辞退した利用月の属する年度の利用調整をする場合に限る。)	－ 5

備考

同時に複数の事項に該当する場合は、該当する事項の調整指数の全てを加算及び減算する。

ただし、区分2と区分3が重複する場合は区分3を優先する。

別表第3（第4条関係）

順位	項目
1	ひとり親世帯である者
2	家庭的保育事業等の利用が終了する場合
3	基準指数の合算が高い世帯
4	兄弟姉妹が在園している世帯
5	兄弟姉妹同時申請の人数が多い世帯
6	入園希望月の利用者負担額の算定対象年度の市町村民税の所得割額の合算額が低い世帯にある者
7	利用申込みに係る児童の保育が可能である65歳未満の祖父母が市内にいない者
8	保護者の希望する保育所等の順位の高い者
9	保育の利用を保留とされた期間が長い者

